

茨城県報

第5499号

昭和42年5月4日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則		
		ページ
●母子家庭小口資金融資規則の廃止……………	1	
(人 事 委 員 会)		
●管理職員等の範囲を定める規則の一部改 正……………	1	
告 示		
●青少年に有害な図書……………	2	
●受胎調節実地指導員の指定……………	2	
●内水面における区画漁業権の免許……………	3	
●木材業者等の登録……………	3	
●浅野勤ほか61名土地改良事業の縦覧……………	4	
●那珂町鴻巣、戸崎、飯田地区、水戸市上 国井地区土地改良事業の認可……………	4	
●基本測量の実施……………	4	
●道路の区域変更……………	4	
●水防管理団体の指定……………	5	
●茨城県収入証紙売りさばき人の指定……………	5	
(選挙管理委員会)		
●茨城県議会議員一般選挙における公職の 候補者の選挙運動の収支報告書要旨……………	6	
公 告		
●家畜人工授精講習会修業試験の合格者……………	7	
●清明川土地改良区役員の就退任……………	7	
●土地立ち入り測量……………	9	
●選挙人名簿確定及び選挙すべき委員の数 並びに予備委員の数……………	9	
●宅地建物取引業者の免許……………	10	
●建築許可に関する聴聞……………	10	
●風俗営業者等の行政処分に関する聴聞……………	11	
●銃砲所持者の行政処分に関する聴聞……………	11	

規 則

茨城県規則第24号

母子家庭小口資金融資規則を廃止する規則を次のように定める。

昭和42年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

母子家庭小口資金融資規則を廃止する規則

母子家庭小口資金融資規則(昭和31年茨城県規則第7号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 委 員 会)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和42年5月4日

茨城県人事委員会委員長 木 村 凡 夫

茨城県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年茨城県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「服務を担当する」を「服務を担当する主幹および」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第564号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、青少年に有害な図書として、昭和42年 4 月25日次のものを指定した。

昭和42年 5 月 4 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

図 書 名	号 別	発 行 所 名
実 話 情 報	5 月 号	文 献 資 料 刊 行 会
実 話 と 秘 録	〃	明 文 社
紳 士 専 科	〃	辰 巳 書 房
キューティー 画 報	〃	れ も ん 社
〃	5 月臨時増刊号	〃
ビューティーマガジン	5 月 号	辰 巳 書 房
カ メ ラ ア ン グ ル	〃	〃
甘 い 写 真	〃	プ レ イ グ ラ フ 社
グ ラ マ ー フ オ ト	〃	三 世 新 社
カ メ ラ 画 報	〃	〃
実 話 雑 誌	〃	〃
立 体 グ ラ フ	〃	手 帖 社
実 話 と 手 記	〃	〃
女	〃	〃
夫 婦 生 活	〃	〃
寢 室 手 帖	4 月臨時増刊号	〃

茨城県告示第565号

優生保護法第15条第1項の規定により下記の者を受胎調節実地指導員に指定した。

昭和42年 5 月 4 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定 番号	保健 所名	助産保 の 別	住 所	本 籍	氏 名	生年月日
1222	太田	助産婦	茨城県久慈郡水府村 下高倉2164	茨城県久慈郡水府村 下高倉2163	細 谷 ヨ シ	大 9. 1. 15
1223	"	"	茨城県久慈郡水府村 天下野4745	茨城県久慈郡水府村 天下野4745	磯 崎 みね子	大 13. 10. 7
1224	水戸	保健婦	茨城県水戸市花畑82	茨城県水戸市花畑82	荻 浦 恵 子	昭 7. 1. 8
1225	日立	助産婦	茨城県日立市大和田 町3254	茨城県日立市大和田 町3254	橋 本 喜久江	昭 8. 9. 27

茨城県告示第566号

内水面における区画漁業権を昭和42年5月1日次のとおり免許した。

昭和42年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 区 画 漁 業 権

漁場計画の 公 示 番 号	免許番号	漁 業 権 者		存 続 期 間	制限又は 条 件
		住 所	氏 名		
内区第8号	左に同じ	竜ヶ崎市佐貫町 935番地	牛久沼漁業協同 組合	昭和42年5月1日 から 昭和43年12月31日 まで	

2 昭和42年3月9日茨城県告示第309号の公示内容に同じ。

茨城県告示第567号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和42年5月4日

茨城県県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

記

第 1 種 業 者 登 録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者) (氏 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和 42. 4. 24	北振 第 3 号	多賀郡十王町山部 863	タ	田所 隆治	前記に同じ	住所に同じ	素材生産業

茨城県告示第568号

昭和41年12月23日付で稲敷郡美浦村大字土浦1355浅野勤ほか61名から申請のあつた土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法第95条第3項において準用する同法第8条第5項の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和42年 5 月 4 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類の名称

(ア) 端山地区土地改良事業共同施行規約写し

(イ) 端山地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和42年 5 月13日 } 21日間
昭和42年 6 月 2 日 }

3 縦覧の場所 美浦村役場

茨城県告示第569号

昭和42年 3 月 6 日茨城県告示第279号による那珂中部土地改良区の 那珂町鴻巣, 戸崎, 飯田地区
水戸市上国井地区
土地改良事業は, 昭和42年 4 月26日認可した。

昭和42年 5 月 4 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第570号

測量法第4条の規定に基づく基本測量を下記のとおり実施するので, 同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和42年 5 月 4 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 測量機関 建設省国土地理院

2 作業種類 基本測量(二等重力測量)

3 作業期間 昭和42年 5 月10日から昭和42年12月16日まで

4 作業地域 茨城県内全市町村

茨城県告示第571号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は, 昭和42年 5 月 4 日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年 5 月 4 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
 2 路 線 名 125号線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員 メートル	延 長 メートル	摘 要
下妻市大字長塚字下丸田 159番地の3地先から	旧	5.4～15.0	2,132.3	41国補改良 第5号工事
下妻市大字堀籠字前大田 1380番地の1地先まで	新	5.4～15.0 24.0	2,132.3 2,880.0	

茨城県告示第572号

水防法第4条の規定により水防管理団体を次のとおり指定する。

なお、昭和37年2月5日茨城県告示第102号は、廃止する。

昭和42年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

潮来水害予防組合、下利根川小貝川沿岸水害予防組合、中利根川小貝川沿岸水害予防組合、
 牛久沼水害予防組合、飯沼反町水除堤水害予防組合、
 土浦市、古河市、猿島郡五霞村、水戸市、結城郡千代川村、結城市、真壁郡協和町、
 結城郡石下町、真壁郡明野町、那珂郡那珂町、猿島郡総和村、下館市、筑波郡豊里町、
 猿島郡境町、猿島郡岩井町、東茨城郡茨城町、東茨城郡御前山村、真壁郡関城町、那珂郡大宮町、
 下妻市、鹿島郡神栖村、水海道市、常陸太田市、東茨城郡常北町、勝田市、那珂郡瓜連町、
 久慈郡山方町、久慈郡金砂郷村、北茨城市

茨城県告示第573号

茨城県証紙条例第5条第1項に規定する茨城県収入証紙売りさばき人に下記の者を指定した。

昭和42年5月4日

茨城県高萩県税事務所長 松 本 慶 輔

記

指 定 年 月 日	指 令 番 号	住 所	売 り さばき所	氏 名	生年月日	摘 要
昭和 42. 4. 15	高 税 指 令 第 1 号	日立市多賀町4丁目8番11号	住所に同じ	黒 沢 芳 男	明治 42. 12. 20	新 規

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第46号

昭和42年 1 月 8 日執行の茨城県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨を、公職選挙法第192条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

昭和42年 5 月 4 日

茨城県選挙管理委員会

委員長 松 野 貞 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和42年 1 月 8 日執行茨城県議会議員一般選挙 (行方郡選挙区)
- 2 期 間 昭和41年12月20日から 第 1 回分
昭和42年 1 月 8 日まで
- 3 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
700,700円
- 4 報告書の要旨

候補者氏名	立 野 藤 正	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	荒 原 克 巳
収 入			支 出		
主たる寄附			人 件 費		
(氏 名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費		
(団 体 名)			一円		
日本共産党潮来町支部		20,000円	選 挙 事 務 所 費		
〃 牛堀町支部		15,000	集 合 会 場 費		
〃 麻生支部		10,000	通 信 費		
〃 北浦支部		10,000	交 通 費		
茂 木 武 農 業		7,000	印 刷 費		
潮来町議員団		48,000	広 告 費		
日本共産党東部地区		60,000	文 具 費		
酒 井 栄四郎 商 業		15,000	食 糧 費		
			休 泊 費		
			雑 費		
その他の寄附	5 件	8,000			
その他の収入		—			
今 回 計		193,000	今 回 計		155,083
前 回 計		—	前 回 計		—
総 計		193,000	総 計		155,083

報告書受理年月日

昭和42年 4 月22日

第 1 回 報 告 分

公 告

●家畜人工授精講習会修業試験の合格者について

家畜改良増殖法(昭和25年法律 第209号)第16条第2項第2号に基づく牛、豚についての家畜人工授精に関する講習会を昭和42年1月27日から2月16日まで21日間茨城県畜産試験場で開催したが修業試験の結果下記の者が合格した。

昭和42年 5 月 4 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

住 所	記 氏 名	合格した家畜の種類
久慈郡大子町高柴3607	鴨 志 田 松 司	牛, 豚
那珂郡緒川村上小瀬136	大 越 義 幸	〃
西茨城郡岩瀬町山口121	磯 好 道	〃
真壁郡協和町井出蛸沢74—2	野 沢 守 雄	〃
新治郡八郷町小幡1861	高 橋 英 徳	〃
東茨城郡美野里町竹原1730—2	鈴 木 正 男	〃
久慈郡大子町中郷2554	佐 藤 幹 夫	〃
〃 〃 山田742	石 井 義 明	〃
那珂郡美和村小田野569	下 桑 谷 一 二	〃
真壁郡真壁町飯塚156—1	若 林 利 一	〃
東茨城郡小川町野田1237	小 川 和 男	〃
猿島郡総和村上辺見644	三 田 行 男	〃
真壁郡関城町稲荷90	小 山 邦 雄	〃
新治郡八郷町太田754	飯 村 要 一	〃
下館市樋口623	鈴 木 公 一	〃
〃 羽方158	飯 泉 孝 一	〃
結城郡石下町馬場438	坂 本 和 男	〃
真壁郡真壁町椎尾2123	吉 原 文 男	〃
新治郡八郷町月岡27	石 上 建 夫	〃
東茨城郡小川町上吉影752	鈴 木 清 通	牛
北相馬郡守谷町原	小 野 寺 勝 徳	〃
西茨城郡友部町平町1718	仲 松 晃 市	牛, 豚

●清明川土地改良区役員の就退任

稲敷郡阿見町君島に事務所をおく清明川土地改良区から下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和42年 5 月 4 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 篠 原 衛

記

1- 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡阿見町大字君島 552	理 事	芦 田 又 市	
" " " 1008	"	山 崎 竹三郎	
" " 大字飯倉1265	"	石 引 鼎	理 事 長
" " " 179	"	瀬 尾 喜一郎	
" " 大字塙 782	"	中 山 真 彦	
" " " 373	"	藤 田 源 一	
" " 大字上条1498	"	大 枝 元 一	
" " " 612	"	細 田 定 雄	
" " 大字追原1321	"	小松沢 久 覚	
" " " 1155	"	小松沢 久 雄	
" " " 1570の3	"	大 塚 馨	
" " 大字石川1005	"	檜 山 武	
" " " 820	"	松 本 弘	
" " 大字島津2036	"	平 岡 栄	
" " " 4586	"	大久保 清 次	
" " 大字掛馬1336	"	小 沢 義 雄	
" " 大字若栗 803	"	湯原和 一 老	
" " 大字竹来1135	"	吉 田 信 雄	
" " " 1657	"	吉 田 退 助	
" 美浦村大字布佐1027	"	新 田 昇	
" " " 1112	"	増 生 源 二	
" 阿見町大字追原1175	監 事	小松沢 喜 一	代 表 監 事
" " 大字君島 996	"	瀬 尾 定 良	
" " 大字掛馬1325	"	平 山 晴 夫	
" 美浦村大字布佐1006	"	宇津木 安 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡阿見町大字君島 510	理 事	大 竹 直 吉	
" " " 1010	"	瀬 尾 英 二	
" " 大字塙 782	"	中 山 真 彦	
" " " 373	"	藤 田 源 一	
" " 大字飯倉 180	"	瀬 尾 武 雄	
" " 大字上条1042	"	高 木 菊之助	
" " " 1424の2	"	大 枝 房 夫	
" " 大字追原 881	"	大 塚 唯寿老	
" " " 1268	"	菅 谷 定	
" " " 971	"	小松沢 久 嗣	
" " 大字石川 946	"	糸 賀 静 夫	
" " " 1271	"	坂 本 信 夫	
" " 大字島津4608	"	大久保 一 栄	
" " " 2036	"	平 岡 栄	
" " 大字掛馬1270	"	長 沼 三 郎	
" " 大字若栗 803	"	湯原和 一 老	
" " 大字竹来1135	"	吉 田 信 雄	

稲敷郡美浦村大字布佐1054	理 事	新 田 寅 雄	
〃 〃 〃 800	〃	飯 生 安 夫	
〃 阿見町大字飯倉1265	〃	石 引 鼎	理 事 長
〃 〃 大字追原1175	監 事	小松沢 喜 一	
〃 〃 大字君島 555の1	〃	細 田 貢 一	
〃 〃 大字掛馬1282	〃	平 岡 久兵衛	
〃 美浦村大字布佐1115の1	〃	飯 田 虎 夫	

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので次のとおり公告する。

昭和42年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 一級河川利根川水系巴川河川改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

鹿島郡鉾田町大字串挽、野友、借宿

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和42年5月5日から

昭和43年3月31日まで

●選挙人名簿確定及び選挙すべき委員の数並びに予備委員の数について

昭和42年5月28日行なわれる水戸都市計画事業復興土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を昭和42年4月13日から昭和42年4月26日まで2週間公衆の縦覧に供したが異議の申し立てがなかつたのでこれを決定し、土地区画整理法施行令第22条第4項の規定に基づく選挙すべき委員の数及び予備委員の数をあわせて同条第1項の規定により下記のとおり公告する。

昭和42年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 選挙人名簿に記載された者の数

(ア) 宅地の所有者 2,319名

(イ) 宅地の借地権者 458名

計 2,777名

- 2 選挙すべき委員及び予備委員の数

(ア) 宅地の所有権を有する者が選挙すべき委員の数 10名

(イ) 宅地の所有権を有する者が選挙すべき予備委員の数 3名

(ウ) 宅地の借地権を有する者が選挙すべき委員の数 2名

(エ) 宅地の借地権を有する者が選挙すべき予備委員の数 1名

●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和42年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号及び 年 月 日	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
378 42. 4. 28	鴻 巣 不動産部	鴻 巣 美智代	鴻 巣 美智代	北相馬郡取手町大字取手乙 1035
379 〃	斎 藤 商 事	斎 藤 修 一	斎 藤 修 一	石岡市石岡693
380 〃	木 島 食 堂	木 島 幸 夫	木 島 幸 夫	土浦市中高津105
381 〃	二 幸 商 事	霜 多 義 夫	霜 多 義 夫	北相馬郡取手町大字中頭 280の2
382 〃	兼 原 地 産	兼 原 督	兼 原 督	行方郡潮来町大字潮来 717の1
383 〃	岩 井 土 地	山 口 信 哉	山 口 信 哉	猿島郡岩井町大字岩井4633
384 〃	阪 東 商 事	島 田 幸一郎	島 田 幸一郎	猿島郡猿島町菅谷1171
385 〃	信 陽 不 動 産	永 盛 武	永 盛 武	下館市中館430の1
386 〃	東 和 商 事	笹 川 正 保	笹 川 正 保	水戸市松本町2443
387 〃	朝 日 不 動 産	小松崎 満	小松崎 満	石岡市大字石岡7935
388 〃	神 栖 不 動 産	越 川 彰	越 川 彰	鹿島郡神栖村萩原697
389 〃	富 士 不 動 産	多 田 武 雄	多 田 武 雄	〃 〃 知手3735
390 〃	千 代 田 開 発	生井沢 健 二	菅 谷 準 一	〃 鹿島町宮中2140
391 〃	太田商店 不動産部	太 田 善 助	太 田 善 助	〃 神栖村大字奥野谷 4840の577
392 〃	前 島 不 動 産	前 島 実	前 島 実	猿島郡岩井町鶴戸206の4
393 〃	岡甚商事 有限会社	片岡 甚五兵衛	片岡 甚五兵衛	土浦市勾町3122

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和42年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和42年 5 月12日 午前11時
聴 聞 場 所 勝田市中根字六ツ野4847
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
アスファルトを原料とする製造 (アスファルトプラントの新設)
申請者住所氏名 日立市幸町 2 丁目16-11
日立土木K. K. 根 本 福次郎
建築物構造規模 鉄骨造14.85 m^2 新設
原動機60HP新設
建 築 物 の 位 置 勝田市中根字六ツ野4847
敷 地 面 積 719.95 m^2

●風俗営業者等の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第 5 条の規定により風俗営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和42年 5 月 4 日

茨城県公安委員会委員長 宮 崎 慶 一 郎

- | | | |
|--------|--------------------|-----------|
| 1 聴聞期日 | 昭和42年 5 月10日 | |
| 2 聴聞場所 | 茨城県警察本部 | |
| 3 被聴聞者 | 水戸市三の丸 2 丁目10番22号 | 磯 山 民 子 |
| | 〃 谷中2653番地 | 藤 田 文 子 |
| | 東茨城郡大洗町大貫町205番地 | 深 作 し ろ 子 |
| | 水戸市三の丸 2 丁目10番33号 | ト 部 幸 子 |
| | 〃 泉町 4 丁目1042番地 | 森 山 清 子 |
| | 勝田市共栄町 5 - 1 | 川 上 栄 子 |
| | 久慈郡太子町大字太子720番地の 1 | 朴 允 杓 |

●銃砲所持者の行政処分に関する聴聞

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の規定により銃砲所持者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和42年 5 月 4 日

茨城県公安委員会委員長 宮 崎 慶 一 郎

- | | | |
|--------|-----------------|---------|
| 1 聴聞期日 | 昭和42年 5 月10日 | |
| 2 聴聞場所 | 茨城県警察本部 | |
| 3 被聴聞者 | 那珂郡那珂町大字戸崎305番地 | 檜 山 光 正 |

＊ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ＊

◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は，昭和42年4月1日から送料とも1ヵ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

印刷所 茨 城 県 印 刷 所